

## 【第5号議案】事務局に関する規定の一部変更について

- ① 事務に関する規定を変更する理由  
事務局員の給与を引き上げるため
- ・円安傾向や不安定な世界的情勢により、物価が継続的に上昇している。事務局員の生活を安定させるために必要である。
  - ・業種問わず人手不足が起きているなかで、優秀な人材を確保したい。事務局業務を安定させるために必要である。
  - ・令和8年1月1日に発効された熊本県の最低賃金は、1,034円である。
- ② 事務局員の給与等の現状
- <事務局長>
- ・基本給 160,000円      ・事務局長手当 15,000円      ・通勤手当
- ※基本給最終変更（H29） 事務局長手当（R2から）
- <事務局員>
- ・時給 1,000円（週19時間以内）
- ③ 具体的な給与規定等の変更点
- <公益財団法人熊本県学校保健会職員給与規程>
- （基本給）
- 第3条 基本給は月額~~160,000円~~ **165,000円**とする。
- 附 則 この規定は、令和8年4月1日から一部改定する。
- <公益財団法人熊本県学校保健会事務局臨時職員任用取扱規程>
- （給 与）
- 第7条 職員に支給する給与は、下記のとおり定める。
- 給与は、時給制とする。
- 時給は~~900円~~から~~1,000円~~ **1,100円**とし、月の勤務時間により算出する。
- 2 通勤手当は支給しない。
- 附 則 この規定は、令和8年4月1日から一部改定する。